

○周防大島町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要綱

令和3年9月1日

告示第92号

(趣旨)

第1条 この告示は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、町内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行う等、動物愛護活動を支援することで、町民の動物の愛護と適正な管理に関する意識を高め、人と動物との共生社会の実現を図り、もって町民の快適な生活環境の向上に寄与するため、飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等の動物愛護に関わる活動を行っている団体及び地域に対し補助金を交付することについて、周防大島町補助金等交付規則(平成24年周防大島町規則第24号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当し、次条第2項の規定により登録の承認を受けた団体及び地域(以下「登録団体」という。)とする。

- (1) 町内に主たる活動拠点を有し、次に掲げる要件に全て該当する、飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等の動物愛護に関わる活動を行っている団体
  - ア 営利を目的としないこと。
  - イ 町内居住の者を中心に構成され、同一世帯に属していない構成員が3人以上の団体で、各構成員が他の登録団体に加入していないこと。
  - ウ 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管していること。
- (2) 町内に存し、次に掲げる要件に全て該当する、飼い主のいない猫の適正管理を推進するための活動等の動物愛護に関わる活動を行っている地域
  - ア 当該活動を行う地域の複数の住民が協力し、かつ、周辺住民に対しても取組の内容等を周知されている地域で、自治会長等の代表者が登録を行うもの
  - イ 活動の記録及び会計帳簿を記載し、適切に保管していること。

(登録団体の申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、団体登録申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に、次の書類を添えて、毎年度登録の申請をしなければならない。

- (1) 登録団体の定款若しくは規約、又はこれらに準ずるもの
- (2) 登録団体の年間事業計画及び年間収支予算書
- (3) その他町長が特に必要と認めた書類

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その結果について、団体登録承認(不承認)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 登録団体の代表者は、登録団体を解散し、又は登録事項を変更したときは、速やか

にその旨を町長に届け出なければならない。

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び経費並びに補助率及び限度額は、別表のとおりとする。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

なお、第7条第1項に定める補助金交付決定通知以前に実施している事業については、補助の対象とはならない。

(補助事業の実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、毎年7月1日から翌年1月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金等交付申請書(規則様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書(規則様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 町長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更申請書(規則様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、変更の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、その旨を書面により通知するものとする。

(補助金の額及び補助対象経費)

第9条 補助金の額は、第4条に掲げる事業に要する経費について、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定による補助金の額及び補助対象経費は別表に定める。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(廃止等の届出)

第10条 補助事業者が、補助対象事業を廃止又は休止しようとするときは、その旨を町長に届け出るものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業等が完了したときは、事業完了後、30日以内に、補助事業等実績報告書（規則様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（規則様式第7号）により通知するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。

(読替)

2 この告示の施行年度にあつては、第5条の規定中「毎年7月1日」を「令和3年9月1日」と読み替える。

(検討)

3 町長は、この告示の施行後、3年以内に補助金の必要性等について検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第4条関係）

補助対象事業		補助率	補助限度額
事業内容	補助対象経費		
町内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の実施	不妊・去勢手術費用（V字カット代を含む）	補助対象経費の1/2（1,000円未満は切捨て）	1団体あたり 上限10万円
飼い主のいない猫の保護及び里親探し、譲渡会の実施、飼い主に対する相談会・飼い方セミナー等適正管理に向けた啓発事業の実施	消耗品費、燃料費（手術のための通院に係る燃料費に限る）、飼育器具等の備品購入費、健康診断・予防接種費、印刷製本費、会場使用料、広告宣伝費等		※ただし、不妊手術については1匹につき10,000円、去勢手術については1匹につき5,000円を限度とする

備考

- 1 団体維持のための経常的な経費及び視察研修経費、団体の構成員に支払われる賃金・謝礼、飲食費、領収書のない経費等は対象としない
- 2 山口県や他の団体等から同種の補助金が交付されている場合は、補助金を交付しないか、又は減額する。